

これで安心!

中小企業でもできる

同一労働同一賃金対応

～改正法の「実務的な勘どころ」を  
押さえた人事制度の作り方～



2019年 9月12日(木) 13:00～17:00

- プログラム1：同一労働同一賃金法と関連する通達の要点解説
- プログラム2：改正法や関連通達が人事制度に与える大きな影響
- プログラム3：賃金格差の説明義務など、改正法に対応する人事制度

特典1

セミナー参加者限定特典

出張簡易診断を無料でご提供! コンサルタントが  
貴社人事制度を診断し結果をご報告します

特典2

早期申込限定特典

8月20日までにお申込頂いた方全員に  
「2019年度 都道府県版・  
等級別賃金表」を贈呈!



会場: 日本マンパワー本社201

東京都千代田区神田東松下町 47-1  
Daiwa 神田イーストビル 2F

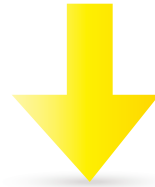
- ▶ J R「神田駅」東口より徒歩 4分
- ▶ 東京メトロ銀座線「神田駅」5 番出口より徒歩 2分
- ▶ 都営新宿線「岩本町駅」A 1 出口より徒歩 2分

受講料: **15,000円** (一般の方) [税込み]

※成果人事研究会正会員様 **1名様 無料**  
(お二人目より10,000円[税込み])

必要事項を記入して FAX

申込 FAX 番号  
03-5715-3562



プライムセミナー

## これで安心! 中小企業でもできる同一労働同一賃金対応 ～改正法の「実務的な勘どころ」を押さえた人事制度の作り方～

### 【開催のご挨拶】

2019年4月以降、働き方改革関連法が順次施行され、皆さんの会社でも有給休暇の5日取得義務化や残業時間の上限規制など、働き方や労働時間に関する対応を急がれていることと思います。一方、もう一つの目玉政策である同一労働同一賃金については、中小企業への適用が2021年4月からであるため（大企業は2020年4月から）、具体的な対策はこれからという会社が多いのではないのでしょうか。

同一労働同一賃金と聞いて、すべての非正規社員の賃金を正社員と同額にしなければならないと考えた人もいるかもしれませんが、そうではありません。不合理な待遇差は禁止されますが、より重要なのは、待遇差がある場合の理由であり、会社側にその理由や賃金決定の根拠の説明が義務付けられることです。

今回の法改正の勘どころは、多様な社員の賃金をきちんと説明できることですが、そもそも賃金制度がなかったり、制度があっても根拠が弱い場合は、説明義務を果たすことは極めて難しくなります。本セミナーでは、関連通達等のポイントも確認しながら、難しい対応が予想される賃金待遇差の説明義務に対応できる人事制度について、ご紹介します。ぜひ、ご参加いただき、貴社の対策にお役立てください。

株式会社プライムコンサルタント 代表 菊谷寛之

■参加申込書 WEBからもお申込みいただけます → <https://www.primec.co.jp/seminar.html>

御社名	TEL	FAX
〒 所在地	ご連絡担当者の部署・氏名	☆ 該当の口に✓を入れてください <input type="checkbox"/> WEB会員企業・一般企業 <input type="checkbox"/> 成果人事研究会正会員企業
業種	従業員数	ご担当者の E-mail

ご参加者氏名(フリガナ)	部署・役職	ご参加者氏名(フリガナ)	部署・役職

※申込締切 2019/9/5（木） お申込みはお早めに！

\*締切日以降のお取消は当日の資料一式をお送りし全額を申し受けます。